

令和元年6月中川村議会定例会議事日程（第3号）

令和元年6月14日（金） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 議案第 10号 令和元年度中川村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 2 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書
- 日程第 3 請願第 2号 国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める請願書
- 日程第 4 請願第 3号 地方自治と民意を尊重し、辺野古新基地建設工事を中断して、話し合いを求める請願
- 日程第 5 陳情第 4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情
- 日程第 6 陳情第 5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情
- 日程第 7 陳情第 6号 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める陳情
- 日程第 8 陳情第 10号 消費税の複数税率導入中止を求める陳情書
- 日程第 9 陳情第 9号 消費税の適格請求書（インボイス）保存方式導入中止を求める陳情書
- 日程第 10 発議第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について
- 日程第 11 発議第 2号 国の責任による30人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について
- 日程第 12 発議第 3号 消費税の複数税率導入中止を求める意見書の提出について
- 日程第 13 発議第 4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第 14 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

- 1番 片桐 邦 俊
 2番 飯 島 寛
 3番 松 澤 文 昭
 4番 大 原 孝 芳
 5番 松 村 利 宏
 6番 中 塚 礼次郎
 7番 桂 川 雅 信
 8番 柳 生 仁
 9番 鈴 木 絹 子
 10番 山 崎 啓 造

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 村長 | 宮 下 健 彦 | 副村長 | 富 永 和 夫 |
| 教育長 | 下 平 達 朗 | 総務課長 | 中 平 仁 司 |
| 会計管理者 | 半 崎 節 子 | 住民税務課長 | 村 澤 ゆかり |
| 保健福祉課長 | 菅 沼 元 臣 | 振興課長 | 松 村 恵 介 |
| 建設水道課長 | 小 林 好 彦 | 教育次長 | 松 澤 広 志 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 井 原 伸 子
 書 記 座光寺 てるこ

令和元年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和元年6月14日 午後2時00分 開議

- 事務局長
○議長
○副村長
○議長
- ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) ご着席ください。(一同着席)
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
日程第1 議案第10号 令和元年度中川村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
それでは、議案第10号 令和元年度中川村一般会計補正予算(第2号)についてご説明をいたします。
今回の補正につきましては、過日、議会全員協議会においてご説明をいたしました学校給食センター改修事業に係るものでありますが、今定例会初日においてお認めをいただきました補正予算(第1号)に間に合わず、追加での議案提出となったことにつきまして初めにおわびを申し上げます。
それでは、補正予算の内容についてご説明をいたします。
第1条で既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,650万円を追加し、総額を33億4,910万円とするものであります。
第2条地方債の変更は、第2表 地方債の補正によるものであります。
1ページからの第1表 歳入歳出予算補正は、款、項ごとの予算の補正額及び補正後の合計額であります。
3ページをごらんください。
第2表 地方債補正は変更で、今回補正をお願いいたします学校給食センター改修事業費の増額に伴い、財源として過疎対策事業債を充てるため限度額を変更するものであります。
6ページをごらんください。
歳入であります。23款 村債は、ただいまご説明をいたしました学校給食センター改修事業に係る教育債で、1,650万円を追加するものであります。
続いて歳出であります。7ページ、10款 教育費、学校給食費、工事請負費1,650万円の追加であります。当初予算では概略設計の段階で概算工事費を見積もり計上いたしました。詳細設計を行う中で衛生設備等の大幅な変更や厨房機器の更新等により工事費が増額となったため追加をお願いするものであります。
以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。
説明を終わりました。
これより質疑を行います。

- 7番
○副村長
- 質疑ありませんか。
(桂川 雅信) 私は、この問題について質問項目を整理しまして、お手元に配付させていただきました。1番から7番まで質問項目を挙げております。時間の節約のために一括してお答えいただきたいと思っております。議事録に残していただく都合もありますので、全文ちょっと読み上げます。
1、この設計委託は随意契約だったようですが、これが随意契約となった根拠はどこにあるのでしょうか。
2、随意契約は給食センターの設計を以前担当した業者だからということであれば、そのことによる行政上の有利さはどのように評価したのでしょうか。また、それは金額や作業日数などで具体的に明示されているのでしょうか。
3番、随意契約で発注する際に業者から見積もりをとったと思いますが、そのときの見積価格は幾らですか。
4番、委託契約後に初回打ち合わせをしたのはいつでしょうか。契約書類には3月31日終了の工程表が添付されていたものと思いますが、実際の工程について、例えば実施設計は12月31日までに終了させるなどについて確認しているのでしょうか。
5番、受託業者との打ち合わせは、発注後から12月末まで、初回打ち合わせを含めて何回行っていますか。そのときの議事録は毎回提出されて確認されているのでしょうか。
6番、再発防止策として、この問題を職員個人の問題とせず、役場の全体で実施されている施設設計の工程監理や妥当性の評価を行う上で、体制上の問題として今後検討することは考えていますか。
7番、再発防止策は、いつごろまでに、どのように検討されるのでしょうか。
最後に、今、副村長からの説明の中で概略設計がっていうふうにおっしゃっていたような気がしますけども、当初からこの設計は概略設計の委託ではなくて実施設計の委託だったと思いますので、そこはちょっと訂正していただいたほうがいいんじゃないかなと思います。
以上です。
それでは、私のほうから1番2番について初めにお答えをさせていただきます。
村では、村の発注工事等に関しましては、請負人等の選定を行う建設工事請負人等選定委員会が設置をされております。私、副村長が委員長になっております。
地方公共団体が発注する工事等の契約につきましては、本来、競争入札によることが原則であります。地方自治法施行令第167条により随意契約によることができる場合が定められております。第1号から第9号までの9項目ございます。
第1号は金額の定めで、小額の契約については、財務附則に定めている金額未満のものについては随意契約ができるということになっておりまして、それ以上の金額については、基本的に発注に当たって担当課から請負人等選定願いが提出をされ、委員会において入札参加業者の選定を行います。先ほどの金額以外での理由により随意契約により発注する場合には、理由書を付して選定願いを提出して委員会

審査をするということになっております。

今回の案件につきましては、昨年の7月17日の委員会に提出され選定を行ったものであります。選定した業者は、当該施設の当初設計者であり、施設の設計図書等を保有しており、建物構造、また各種設備等も熟知をしていることから、他社と比較して安価で効率的に行うことができるという理由で、政令で定める第7号「時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。」という項目を適用して随意契約を認めたところであります。

給食センターの設計を以前担当した業者だからという部分ではありますが、先ほど申し上げましたとおり、特に当初の設計図書、特にデータを保有しておりまして、初期の調査、資料の収集や打ち合わせ等に要する時間と人工が低減できるということで、特に設計担当者が施設の内容を熟知しているということが有利であるという評価であります。

これまでも、新築の場合は別ではありますが、施設の改修等につきましては、やはりそこが一番設計を熟知して、いろんなデータも保有しているところが有利であるという判断の中で、こうした随意契約として認めてきたケースが多くございます。

業者から提出された見積書では、先ほど概略設計と申し上げましたが、基本設計で、実施設計の前段の基本設計に係る業務の人件費が5人工ということで、この部分が一般と比較して少なくできるということで認めたものでございます。

3番以降については、とりあえず教育委員会のほうから説明をいたします。

○教育次長

3番以降をお答えします。

見積もりにつきましては、財務規則で契約の目的や性質で相手方が特定される場合には1社でよいという規定でありますので、1社であります。

見積金額は、地方消費税を含め248万4,000円でございます。

4番の打ち合わせでありますけれども、初回打ち合わせは8月1日であります。

契約時の工程表では、実施設計を11月末まで、図面訂正を行い、1月から積算ということになっておりました。

5番の打ち合わせでありますけれども、初回を含めて現地において5回の実施をしております。業者が持参した平面図に対し意見を出し、その場で図面を修正する方法で行っております。その修正版につきまして逐次Eメールによる確認を行っていたため、都度の修正後の平面図はこちらにございますが、議事録として書面では整理しておりません。

以上です。

○副村長

6番7番の再発防止策という点でございますが、このことは、今までの役場の進め方も含めて全体の問題として捉えておりまして、今回の経緯を再度検証した上で、契約方法や工程監理等の問題点を整理し、再発防止と改善策を検討してまいりたいというふうに考えております。これにつきましては、早々に検証を行いまして、具体的な対策についてはできるだけ早く検討してまいります。

とりあえず、来週月曜日に課長会がございますので、今回の経緯を報告するととも

に、既に発注済みものを含めまして、今年度の発注工事・業務等につきましては適正な契約事務と工程監理を行うように指示をし、また課長にも適に監督をするように指示をいたしたいと考えております。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

○7番

(桂川 雅信) すみません。幾つかあるのですが、まず、今、随意契約にした行政上の有利さについてですが、データを保有しているので安価で効率的になるっていうお話だったのですが、それは今回の場合どのように実現されたんでしょうか、ちょっと、それがよくわかりません。特に、工程上の問題については、本来ならば早くできるという話だったと思いますけども、どうも現実はどうではなかったのではないかと、感じがしていますが、その辺をどういうふうに見ておられるのかお聞きしたい。

それから、見積価格ですが、先ほど248万円とおっしゃったと思うんですが、前回の全協では282万円っていうふうにちょっと聞いたんですが、これは私の聞き間違いでしょうか。発注金額282万円っていうふうに、私ちょっとメモがあるんですけども、すみません、私の間違いであればご指摘ください。

以上です。

○副村長

初めに、設計図書やデータを持っていることでの有利性という点でございますが、やはり、先ほど申し上げました基本設計の段階で1から図面、設計をつくっていくのではなくて、初期の段階がスムーズにできるという点での有利性であります。

以下は教育委員会のほうで。

○教育次長

ご説明した契約金額ですけれども、議員、ご記憶のとおりでございます。というのは、途中で事務室のみ、事務室を含めて全体の部分になっておるわけですが、変更により増額をさせていただいております。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

○7番

(桂川 雅信) 今のお話ですが、業者さんからいただいた見積もりに248万円で、発注するときには282万円っていうことになっていますが、282万円に該当する見積もりってというのは業者さんから出ているんでしょうか。

○教育次長

ここの分につきましては、設計により変更増という形をお願いをしております。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○7番

(桂川 雅信) 補正予算への賛成討論として一言述べます。

今回の問題は、その本質的な要因を改善しなければ同様の問題を繰り返すことになるので、このことについては、まず意見を述べたいと思います。

官庁会計は単年度決算でありまして、そのことから自治体の職員は毎年のように年度末には繰り越し業務の取り扱いに追われています。無理やり年度末に執行を余儀なくされた事業などは、その典型であります。したがって、年度当初からスタートする

事業の中でも次年度の予算編成に影響する設計業務などは、早い時期に発注を済ませ、年内に終了させて予算編成を迎えるというのが本来のあり方でありまして、本件も8月に発注されたという点では妥当なものであったと思われま。つまり、本件は前述のような年度末に終了させる事業とは異なる性格のもので、契約上は3月31日納期となっても、現実には12月末が納期となるべき性格のものであったと思われま。しかも、現実の給食センターの改良工事は、それほど大規模な工事でもなく、設計上も困難な仕様などはないことから、4ヶ月で実施設計を終了させることが不当な注文とは思えないものと思いま。問題は、発注時になぜ4ヶ月で終了させることを特記仕様書などで明記しなかったのか、また契約後もなぜそのことを受託者に指示しなかったのか、またそのことに誰も気づいていなかったのか、なぜ12月に提出された概算値が妥当なものであるのかどうか誰も判断できなかったのかという点にあると思いま。

私は、役場内部に専門職がないために建設・設備関連工事の設計発注業務において行政内部で長年慣習的に行われていた業務のやり方にきちんと目を向けるべきであると考えま。それは、例えば、随意契約の誘惑に負けず、本当にその随意契約は行政にとって有利なものであるのかどうかを事前に複数の目でチェックをしておく、2番目に、設計業務の工程監理が行政の立場から見て妥当なものであるのかどうかを評価して、進行管理を責任持って誰が行うかの体制を整える、3番目に、設計成果物が行政の意図を正確に反映した目的物となっているのかどうか、その妥当性を評価するなどの点に尽きるのではないかと思いま。

自治体の規模が小さくなればなるほど、行政職員と企業者の距離は近くなり、場合によっては友人や知人の関係であることも少なくないでしょう。また、これまで長く続いた慣習を切りかえることも面倒なことと思われまますが、大切なことは、これらの業務が地域住民の利益のために実施するものであるという原点に絶えず立ち返ることであると思いま。

今回の問題に関して言えば、私は役場職員の中にも同様の悩みを抱えてきた人もいるのではないかと思いま。したがって、この問題を個人的な問題として片づけることなく、行政職員みんなが誇りの持てる体制づくりに前進的に解決すべきであると考えま。

本件は子どもたちの学校での食の安全から考えて猶予できないものと判断して、私は議案に賛成いたしますが、不祥事に至らずに済んだことに安心せず、組織的な改善を強く望んで、私の討論を終わります。

以上です。

○議 長 ほかに討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。
これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
日程第2 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書を議題としま。

本件は厚生文教委員会に付託してありま。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めま。

○厚生文教委員 (柳生 仁) 請願1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書。
去る6月10日、議会本会議において厚生文教委員会に付託されました義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書、6月12日、役場第2委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査いたしま。

審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しま。

請願の趣旨は次のとおりです。

義務教育費の無償化、憲法に規定されている大切な原則です。この原則を守るために義務教育費国庫負担制度が1953年に成立しま。それまで県、市町村の負担であった学校の教育費、人件費を含む必要経費が国の負担となり、教育の機会均等が保障され、教育条件の差がなくなり、保護者負担も大きく減りました。しかし、1985年から、政府は、教育の質的論議を抜きにし、国の財政状況を理由として次々と対象品目を外し、一般財源化してしま。また、2006年に三位一体の改革議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、減らされた国庫負担金は一般財源として地方に交付税の形で配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。今後、さらに3分の1とした国庫負担割合が恒久処置でなく制度廃止も含めた検討がされる可能性があります。などでありま。

審査の結果、全員賛成で採択となりま。

意見書を作成し、今定例会に提出することとなりま。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

賛成意見ですが、「義務教育費の国庫負担は必要。まず2分の1が堅持されること。一抹の不安は、2分の1がどこまで継続されるのか。将来の人材を育てるという意味で賛成。」。

以上、慎重なご審議をお願いしま。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めま。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
この請願に対する委員長の報告は採択です。
この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は举手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。
日程第3 請願第2号 国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める請願書を議題とします。
本件は厚生文教委員会に付託してあります。
厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。
○厚生文教委員長 (柳生 仁) 請願第2号 国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める請願書。
去る6月10日、議会本会議において厚生文教委員会に付託されました国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める請願、6月12日、役場第2委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査しました。
審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決しました。
請願の趣旨は次のとおりです。
2011年、衆議院、参議院ともに全会一致でもって義務教育標準法が改正され、小学校1年生に35人学級を導入することが決まりました。あわせて、附則で小2以降順次改訂することを検討し財源確保に努めると決めました。しかし、翌年の2012年は、法改正ではなく、加配で小2を35人学級としました。その後は改善がされていませんが、2017年の法改正の附帯決議では、学級編成の標準を35人に引き下げるなどが特段の配慮をするものとされています。
長野県では2013年に30人規模学級、35人基準を中学校3年まで拡大し、小中学校全学年35人学級となりました。しかし、義務教育標準法の裏づけがないため、国の加配等利用しながら予算的にやりくりしているために、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増の多くを臨時的任用教員の配置により対応するなど、課題も多く残されています。
児童生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育の実現をするために、国の責任において複式学級を解消するよう、学級定員を引き下げるのが大切であると考えます。などです。
審査の結果、全員の賛成で採択となりました。
意見書を作成し、今定例会に提出することとなりました。
審査の過程で出された意見は次のとおりです。
質疑で、複式学級の人数など、どのようになっているか、これは、小学校は16人以下、中学は8人、特殊学級は8人などです。

賛成意見ですが、「長野県では30人学級が進んでいる。世界的にはもっと少ない人数で教育されているので賛成。」、次に、「きめ細かな教育をするには賛成。先生の指導できる体制を考えると必要。いす、机などの大きさを考えると、35人は狭くなっていくので賛成。」。次に、「長野県では自治体が努力している。小さな自治体でも行き届いた教育をするためにも賛成。」「学級定員を引き下げるとの文言がある。中川村の将来を考えると人数が減る可能性があるので賛成。」。
以上、慎重なご審議をお願いします。
○議長 委員長報告を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
この請願に対する委員長の報告は採択です。
この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は举手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。
日程第4 請願第3号 地方自治と民意を尊重し、辺野古新基地建設工事を中断して、話し合いを求める請願書を議題とします。
本件は総務経済委員会に付託してあります。
総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。
○総務経済委員長 (松澤 文昭) 6月10日の本会議において総務経済委員会に付託されました請願第3号 地方自治と民意を尊重し、辺野古新基地建設工事を中断して、話し合いを求める請願について、6月12日、委員全員出席のもと慎重に審査をいたしました。
請願の趣旨は、日本国憲法は、国民主権と国家主権、恒久平和、基本的人権、議会制民主主義、地方自治の5原則を定めています、沖縄県民が県民投票や各選挙等で何度も示した民意を尊重すると同時に、辺野古の海に土砂を投入するなどの新基地建設工事強行を中断し、沖縄県当局との話し合いをすることを求める、という内容でした。
審査の結果は、賛成、反対が同数で、委員長裁決により不採択にすべきものと決しました。
審査の過程で出された主な意見は、「請願第3号、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号の要旨は、辺野古における米軍新基地建設の中止を求める内容であり、特に陳情

第4号及び陳情第5号は同じ文面である。したがって、請願第3号の審議を行い、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号は関連があるのでみなし不採択にする。」「文面の中に、辺野古基地建設、埋め立ての是非を問う投票で反対が投票総数の72%となり示された民意を全く無視して、と文面がなっているが、投票率を含め、沖縄県民の民意はどこにあるのか。」「沖縄県民の民意は、辺野古への新基地建設中止はもとより、基地の負担を沖縄ばかりに押しつけられているとの思いから、沖縄ばかりに米軍基地があるとの不満があるのでは。」「普天間基地の移設において、政府は辺野古への移設が唯一の解決策だと訴えているが、沖縄県民の民意が反映されていない。民意が反映されなければ公正で民主的な地方自治ができなくなり、民主主義国家でなくなる。」「辺野古への新基地建設が中止になれば、普天間基地の移転ができなくなる。その行きつく先は普天間基地の固定化につながる。」「沖縄に駐留している海兵隊が使用している飛行場であり、飛行場だけを県外へ移転することはあり得ない。」「日米安保条約に基づき米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは日本国民が全体で負担すべきである。」「極論を言えば、ほどほどのサイズの島を国が買い上げて、全て米軍基地としてアメリカに貸与し、そこで働く人を除き、民間人が住んでいない状態にすればよい、実現は難しいけれども。」などの意見が出されました。

○議 長

審議のほどよろしく申し上げます。

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

○6 番

(中塚礼次郎) 私は、この請願に賛成の討論を行います。

多くの犠牲者を出した戦争から74年がたちましたが、私は、沖縄にはいまだに戦後はないというふうに思います。多くの島民も巻き込んだ熾烈な沖縄戦は、集団自決にまで追い込まれた悲惨なものでありました。日本が敗戦、しかし、沖縄には終戦がなく、本土から切り離されアメリカの統治下に置かれてきました。本土への復帰を願う沖縄返還運動が各地に起き、私も派遣団員として多くの市民の皆さんのご理解により送り出させていただきました。日本にある米軍基地の7割以上が沖縄にあり、基地の中が沖縄とも言われ、先祖代々の住みなれた土地は強制的に奪われ、多くの基地となりました。アメリカの統治下から今日、米兵による事件、事故、何よりも許されぬのは女性や少女への性犯罪であります。卑劣な犯罪も、日米地位協定により、その多くは泣き寝入りで終わりました。

沖縄の人たちは基地のない平和な沖縄を願い続けてきました。それは、沖縄県民投票や各種の選挙でも何度も民意として示されています。

憲法では、国民主権と国家主権、恒久平和、基本的人権、議会制民主主義、地方自

治の5原則を定めています。

現在建設されている基地は、戦争のための基地であります。日本に沖縄の基地は必要だと言う人たちがいますが、沖縄の人たちに立場を変えれば、長い間、本土の犠牲となってきた沖縄の願い、思いをどうしてもかなえなければならないというふうに私は思います。

以上で賛成討論を終わります。

○議 長

次に、原案に反対者の発言を許します。

○3 番

(松澤 文昭) ただいまの委員長報告で申し上げたように、採決において賛成と反対が同数で、委員長裁決で不採択にすべきものと決しましたので、委員長見解を討論の場で述べたいというふうに思います。

辺野古への米軍の新基地を建設する問題は、辺野古への米軍新基地建設だけを捉えますと、サンゴやジュゴンなどの生態系への影響、排水や排油による環境汚染、漁業への影響が大きく取り上げられており、この状況を考え見れば、新基地の建設は困難だと考えます。

しかし、この問題は普天間基地の移転から端を発しております。普天間基地は、市街地中心に米軍基地があり、騒音問題、日米地位協定及び米軍兵士の問題行動、先ほど話があった問題でありますけれども、戦闘機、ヘリコプターによる事故の危険性があり、世界で一番危険な飛行場だと言われております。

1996年のクリントン大統領との日米首脳会談で普天間基地の全面返還を目指すことで合意をしたわけですが、2009年の民主党政権時に普天間基地の移転先は最低でも県外との発言により、移転問題は二転三転して、より混迷を深める中、今日を迎えております。日米首脳会談から20年以上経過しても普天間基地は存続をしており、普天間基地の固定化につながりかねません。

また、総務経済委員会の審査過程では、沖縄県民の民意が議論となりました。県民投票では辺野古新基地建設の埋め立てについて賛成、反対、どちらでもないかの賛否を問うています。先ほど申し上げましたように、辺野古新基地建設の埋め立てだけの賛否を問えば、私も反対に投票すると思います。しかし、辺野古への新基地建設については、普天間基地の移転問題から端を発しており、この問題を抜きに賛否を問うことが沖縄県民の民意を反映しているのか疑問を持ちます。

したがって、普天間基地の固定化を防ぎ、普天間基地の移転を実現するために辺野古への米軍基地の建設が必要だと考え、反対討論とします。

○議 長

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成者です。

○7 番

(桂川 雅信) 私は、この請願に賛成の立場から発言いたします。

辺野古の新基地埋め立て問題は、安全保障上の問題として取り上げますと、日本の敗戦時から米軍占領下における土地強制収用問題までさかのぼってしましまして、議論は恐らく果てしなく続いてしまうでしょう。したがって、私は、それ以前に、今回は国の統治と地方自治という点で問題を提起したいというふうに思っています。

この問題とは、沖縄防衛局が行政不服審査請求を国土交通大臣に送付し、県の承認

撤回の効力をとめる執行停止を求め、国土交通大臣がそれを認めたことであります。行政不服審査法とは、本来は、行政上の違法または不当な処分、その他の公権力の行使に当たる行為に関して、市民が簡易、迅速かつ公正な手続のもとで広く行政庁に対する不服申し立てをすることができる制度であります。つまり、この制度は市民の権利、利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としたものであります。沖縄防衛局は、私人救済を目的とする行政不服審査法を利用する根拠として、仲井眞 元知事から通常の事業者と同じ手続で埋め立て承認を得たことなどを挙げていますが、国の機関である沖縄防衛局が私人であるわけではありません。それは、沖縄防衛局が埋め立て承認を受けていることで明らかなんです。承認です。つまり、公有水面埋立法では、承認を受けるのは国のみに限定をしております。私人が都道府県知事から受けるのは許可であって、全く性格の異なるものであり、防衛局は私人と同一の立場ではない固有の資格を持つ国の機関であります。そもそも行政不服審査法を利用することなどできないのです。これでは、同じ政府内で救済を図るという身内救済となってしまうことは明らかであります。もし、このようなことを許してしまうと、地方自治は国の支配のもとで簡単に崩壊してしまうことになってしまいます。例えば、長野県知事が時の政権の方針に反する決定をした際に、その政府の下部組織が県の決定に対して行政不服審査請求をして県の決定を覆してしまうというようなことを想定すれば、権力の乱用によって地方自治は完全に崩壊させられてしまいます。これは安倍政権の問題ではなく、日本の民主主義と地方自治の根幹にかかわる問題です。こんなことを許しているのは、日本は国際的におくれた法治国家となってしまいます。自分のやろうとしていることが認められないからといって強引に無法な行為を繰り返すことは、独裁国家への道を開くことにはほかなりません。

米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる検討は、沖縄防衛局の公有水面埋立承認申請から再スタートすべきでありまして、その承認がおりるまで工事を中止することが最も法的には正しい道であると考えます。

以上、賛成討論といたします。

- 議長 次に、原案に反対者の発言を許します。
○5番 (松村 利宏) 反対の立場で討論させていただきます。

辺野古移設は、2004年夏に発生した普天間飛行場に隣接する沖縄国際大学に普天間飛行場所属のヘリが墜落、炎上した事故を踏まえ、周辺住民の不安を解消するため一日も早い移設、返還の実現を沖縄県、日本政府、米国の長年にわたる議論によってぎりぎり構築されたコンセンサスと言えます。

普天間飛行場の代替施設を沖縄県内とせざるを得ない理由は、東アジアの安全保障環境に不安定性、不確実性が残る中、我が国の安全保障上極めて重要な位置にある沖縄に所属する海兵隊を初めとして在日米軍の抑止力を低下させることは安全保障上の観点からできないとの判断があったこと、普天間飛行場に所属する海兵隊のヘリ部隊を沖縄所属の他の海兵隊部隊から切り離し国内、県外に移転すれば、海兵隊の持つ機動性、即応性といった特性を損なう懸念があったことによります。

普天間飛行場の移設は、オスプレイなどの運用機能のみをキャンプ・シュワブに移設し、空中給油機の運用機能は2014年、KC-130で空中空輸機の15機全機の岩国飛行場への移設を完了し、軍人、軍属、家族、約870名が転出しております。

緊急時に航空機を受け入れる基地機能は、築城基地及び新田原基地へ移転することになっております。

辺野古の滑走路はV字型に2本設置されますが、これは、地元の要望を踏まえ、離陸、着陸のいずれの飛行経路も海上になるようにするためのものであり、騒音及び危険性が軽減され、面積は約481haから160ha、約3分の1に減少します。

さて、東アジアの安全保障の状況はどうかということですが、中国の拡張戦略は2段階からなる海洋戦略を推進し、第1段階は、22010年ごろまでに沖縄、台湾、フィリピン、ボルネオを結ぶ第1列島線の内側、すなわち南シナ海と東シナ海を軍事的にコントロールすることです。皆さん御存じのとおり、南沙諸島、西沙諸島は既に軍事化され、中国の配下に入っております。第2段階は、2020年ごろまでに伊豆七島、小笠原諸島、サイパン、グアム、ミクロネシアを結びパプアニューギニアに至る第2列島線の内側で軽艦隊を撃破できる接近拒否能力を持つことであり、西太平洋海域の大半を確保しようという戦略です。中国海軍は、このために沖縄列島を通過し、太平洋に出て大規模な演習を何度も繰り返しています。今週11日には、もう皆さん新聞で御存じだと思うんですが、中国海軍の空母遼寧が中国版イージス艦と呼ばれるO52D型ミサイル駆逐艦など6隻の艦隊が沖縄本島と宮古島の間の海域を通過して東シナ海から太平洋に向け航行しました。遼寧がこの海域を通過して太平洋に出たのは2016年と2018年に次いで3回目で、2018年には太平洋で艦載機の着艦訓練を実施しました。中国の拡張戦略第2段階は確実に実行されています。

抑止力とは、他の国が日米安保体制の発動がされると思わなければ、その時点で安保条約は一片の紙切れとなります。つまり、周辺諸国がいささかの疑義も差し挟まないような日ごろからの緊密な日米同盟関係こそが日本の抑止力の根幹なのです。ところが、混乱のうちに軍事的合理性のない撤退が沖縄から行われた場合には、抑止力は大きな穴があいてしまい、周辺諸国が力の空白を感じるようになります。

これまで中国は、ベトナムからロシアが撤退した後に南沙諸島の一つジョンソン環礁を、フィリピンから米国が撤退した後に南沙諸島の一つミスチーフ環礁を、それぞれ武力でベトナムとフィリピンから奪ってきました。米軍が沖縄から追い出されたら中国が受け取れば、彼らは尖閣諸島を武力で奪う可能性は格段に高まります。

下地俊彦 宮古島市長は「いま、私たちが置かれている安全保障環境は、南西諸島地域では中国公船による度重なる尖閣諸島での領海侵犯や沖縄本島宮古島間の軍艦などの航行、軍用機の飛来に対応するスクランブル発進の常態化など、厳しさが増えています。」と言っております。この回数は年間900回です。1日で2回～3回飛んでいると、発進しているということです。これは、今までの日本の中では異常な状態です。

このようなことを考えますと、まずやらなければいけないのは、宜野湾市民の要望である普天間飛行場の一日でも早い移設、返還の実践を図り、周辺住民の不安を解消

○議 長 長
○4 番 することで、日本側から方針転換を持ち出す状況ではないというふうに考えます。
以上です。
次に、原案に賛成者の発言を許します。
(大原 孝芳) この問題は、私も一般質問でしたんですが、これを2つの問題にいたしますと、まず、さきの沖縄での県民投票の結果7割の方が辺野古の移設に反対、それから基地をつくることに反対ということでもあります。それから、国会議員の選挙、さきの衆議院の補選でもそうだし、県議選においても、やっぱりきちんと反対を唱えた候補が勝利しています。相手方の自民党の候補は、争点である反対については口にせず、沖縄の発展、そういったことを争点にして戦ってまいりました。しかし、結果は御存じのとおりであります。
また、今回出されている請願、陳情につきまして、少し以前と違っていることは、もし国民の皆さんの多くが本当に安保体制のもとアメリカと一緒にアメリカ軍の傘下で日本を守っていただけるというのであれば、沖縄に今7割近い基地があるそうですが、沖縄の皆さんの犠牲のもとに、関係ない私たち中川村みたいな人たちが沖縄の犠牲のもとに安全を享受していると、こういった考えもできるわけでございます。それに対して、今回の請願、陳情の中には、新しい提案としまして、もし皆さんが本当に西の脅威あるいは北の脅威を感じ日本をアメリカとともに安全を保障していくというのであれば、沖縄だけではなく、長野県、あるいはほかの県も一緒になって考えていく、これが日本国民として当然の考え方ではないでしょうか。なぜ沖縄県民だけに押しつけるんですか。そういった提案が今回記されています。
したがって、私たちは今、安全保障を今、いろんな議員の方からいろんな現況等も出ていますが、本当に日本を守っていくっていうことを、今そういった議論なしに沖縄だけに押しつけているっていう現状をまず見なきゃいけない。もし本当に日本の安全保障を守っていくのであれば、しっかり論議する場も設けなきゃいけない。ただ、唯一の方策として辺野古をつくれば全て問題解決するような、そして犠牲を沖縄県に強いる、これをまずやめなきゃいけない、こういったのが我々民主主義国家における、日本における一つの一連の、これから今、進める作業じゃないでしょうか。
最近の報道では、イージス・アショアの問題がございました。秋田県、山口県に6,000億円の金を使い地上から弾道ミサイルを撃ち落とすような計画でございしますが、ある識者の話によりますと、なぜ秋田県、なぜ山口県かっていうような話がありました。それは、秋田県については、もし北の脅威からミサイルが飛んだときに、その方向はハワイに向かっているそうです。その一番ミサイルを落としやすいのが秋田の上空であると。それから、山口県について、なぜ山口県がいいかっていいますと、グアム島に向かうそうです。そこで日本のイージス設備で落とすと。これは日本の脅威じゃなくてアメリカの脅威なんですよ。つまり、日本の国防と言いながら、今アメリカの国防のために6,000億円の金を使おうとする、こんな報道がされています。
したがって、私たちは、安全保障の問題というのは、今、沖縄のことについてそういった機会があるわけでございますが、それはそれできちんと国民で話し合い、そし

て合意し、そして沖縄の問題は、それにすりかえて、今、危ないから沖縄に基地を進めようと、そういう論議では決してないわけでございます。
今、玉城デニーは全国を回ろうとしています。ぜひ、中川村の議会、また村民も、沖縄の今の混迷したこの状態を分断させないように、しっかり、政府が寄り添えないなら私たちは寄り添うと、そういったスタンスで行かなければならないと思います。よって、賛成討論といたします。
○議 長 それでは、次に原案に反対者の発言を許します。
ほかに討論ありませんか。
○9 番 (鈴木 絹子) 私は、原案に賛成の立場で討論します。
さきの沖縄県知事 翁長雄志は、2015年9月に国連人権理事会の年次総会において沖縄の人々の自己決定権がないがしろにされている、辺野古の状況を世界から見てくださいと沖縄の現実を訴えました。そして、私は新しい基地建設に対しあらゆる手法を使って阻止する覚悟であると結びました。その遺志を引き継いだ玉城デニー知事も辺野古移設をめぐる問題について国際社会への訴えを強化する考えを示しています。
私は、2月の県民投票で72%の反対があったのに、全く無視して工事を進めたことに信じられない思いでした。憤りさえ感じました。
20年ぐらい前ですけれども、日本最大級の渡り鳥の飛来地、ラムサール条約に登録されている湿地である名古屋の藤前干潟というものがあります。この干潟にごみを埋め立てる計画が持ち上がり、住民として住民投票をしよう運動が広がり、埋め立てが断念されたことを思い出しました。民意が大きければ、断念するのは当たり前だと思います。
辺野古の沿岸や大浦湾には、河口に干潟が広がり、規模の大きい良好な藻場があります。生物の多様性が高く、環境省が日本の湿地500に指定しているところです。この美しい海と自然を壊してはいけません。
また、基地があるために沖縄の子どもや女性が事件や事故に巻き込まれることがいかに多いか、想像するだけで胸が痛みます。
「勝つためには諦めないこと」という合い言葉があります。沖縄のおじいおばあが命をかけて座り込んでいます。もうこれ以上基地は要らないという沖縄の民意に心から連帯して、賛成討論とします。
平和は、武力では守られません。粘り強い外交でしか守られません。
以上です。
○議 長 ほかに討論はありませんか。
○1 番 (片桐 邦俊) 私は、この請願に対しまして反対の意見で討論をさせていただきます。
私は、現段階では近隣諸国への抑止力という面からいたしまして、米軍基地は現段階ではどうしても必要なというように考えておる次第であります。それは、本請願書には昨年米朝首脳会談での朝鮮半島の非核化と平和体制構築へ向けて北東アジアの安全保障環境が大きく変化する可能性を示し、世界から注目と期待が寄せられてい

るとあるわけでありませけれども、本年、第2回目の米朝首脳会談は余りいい成果が出ず、5月には再び弾道ミサイル実験を行うというような挑発行為が起こっていること、また、ほかにも他国との尖閣列島問題もあり、また最近では中国の空母が沖縄近海を航行もしているという挑発行為も出ているという実態があるわけでありまして、どうしても抑止力というものは、現段階では必要と考える次第であります。

そういう中で、辺野古基地建設工事中止を求める請願でありますけれども、十分な話し合いというものも必要とは感じますけれども、この基地移設のそもそものは、普天間基地は世界で一番危険な飛行場と言われており、普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならないという沖縄の、当初は、皆さん方のやはり思いがあったという点が挙げられるわけでございますけれども、その点が一切言及されておらず、移設反対というような形の中では、どうしても私は、この請願については納得できませんので、反対とさせていただきたいと思っております。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第3号 地方自治と民意を尊重し、辺野古新基地建設工事を中断して、話し合いを求める請願、これが原案です。この原案を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

賛成少数です。したがって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

次に、

日程第5 陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

について申し上げます。

既に同じ内容の請願が不採択とされておりますので、陳情第4号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情は不採択とされたものとみなします。

次に、

日程第6 陳情第5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

について申し上げます。

既に同じ内容の請願が不採択とされておりますので、陳情第5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情は不採択とされたものとします。

次に、

日程第7 陳情第6号 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める陳情

について申し上げます。

既に同じ内容の請願が不採択とされておりますので、陳情第6号 沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める陳情は不採択とされたものとみなします。

日程第8 陳情第10号 消費税の複数税率導入中止を求める陳情書を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長

(松澤 文昭) 6月10日の本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第10号 消費税の複数税率導入中止を求める陳情書について、6月12日、委員全員の出席のもと慎重に審査をいたしました。

陳情の趣旨は、日本経済は深刻な状況にあり、消費者、企業等への理解の配慮、環境整備が十分に進まない状況において、多くの混乱と深刻な打撃を与える消費税の複数税率導入を中止することを強く求める、という内容でした。

審査の結果は、全員賛成で採択すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は、「消費税の複数税率導入中止を求めれば、適格請求書、インボイス保存方式も中止になる。したがって、陳情第10号を審査して、陳情第9号は関連があるのでみなし採択にする。」、「消費税の増税を容認して複数税率の導入中止を求めているのか。」、「文面から見れば消費税増税を容認しており、複数税率の導入及び適格請求書保存方式に反対している。」、「適格請求書保存方式は、中小零細事業者にとっては死活問題であり、これを機会に廃業を考える事業所も出てきて地域経済に深刻な打撃を与える。」、「適格請求書発行事業者に書類の保存が義務づけられる。これにより課税売上高1,000万円以下の零細な事業者が取引から排除されてしまう。」などの意見が出されました。

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

○議 長

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○3 番 (松澤 文昭) ただいま委員長報告の中で全員賛成で採択すべきものと決しましたと報告しましたが、委員長は、この議論の場で発言ができませんので、個人の見解をこの場の討論で述べたいと思います。

私は、この複数税率という言葉に違和感を持っています。複数税率という言葉は、軽減税率を言いかえておるわけであります。軽減税率は、特定の品目に対して消費税を軽くする経過措置です。消費税は所得に関係なく全ての人に課税される税金です。そのため、高所得者と低所得者の格差が広がるリスクがあります。それを防ぐために、日々の生活において幅広い消費者が利用するものに関しては、消費税の負担を軽減する軽減税率が必要だと私は考えております。軽減税率の対象品目は、大きく飲食料品と新聞の2つに分けられています。新聞は、週2回以上発行される定期購読契約に基づくものだけと、わかりやすい基準で定められています。しかし、食料品に関しては複雑になっています。この複雑な仕組みこそが問題であり、加えて、適格請求書、インボイス方式の仕組み自体に私は問題があるというふうに考えております。したがって、消費税の仕組み自体をわかりやすくすることが必要であると考えます。そして、軽減税率の目的は、日々の生活において幅広い消費者が利用するものに関して消費税の負担を軽減するのが目的ですので、これと、加えて農業者にもとってメリットのある仕組みだと私は考えております。したがって、軽減税率という考え方自体は必要だと考えまして、反対討論とします。

○議 長 ほかに討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
この陳情に対する委員長の報告は採択です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長 賛成多数です。したがって、陳情第10号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。
次に、
日程第9 陳情第9号 消費税の適格請求書(インボイス)保存方式導入中止を求める陳情
について申し上げます。
既に同じ内容の陳情が採択されておりますので、陳情第9号 消費税の適格請求書(インボイス)保存方式導入中止を求める陳情書は、採択されたものとみなします。
日程第10 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について
を議題とします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○5 番 (松村 利宏) 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書。
義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより義務教育の機会均等とその水準の維持、向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。
しかし、昭和60年から、政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し一般財源化してきました。
また、平成18年、三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっています。
そこで、2020年度予算編成において義務教育の水準の維持、向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。
1、教育の機会均等とその水準の維持、向上のため、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元すること。
以上、慎重なご審議をお願いします。

○議 長 これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
日程第11 発議第2号 国の責任による30人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について
を議題とします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○6 番 (中塚礼次郎) それでは、朗読をもちまして提案といたします。
国の責任による30人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書
平成23年、国会において、小学校1年生に35学級を導入することが全会一致で法律(義務教育標準法改正)に盛り込まれ、附則で小2以降順次改訂することを検討し

財源確保に努めると定めた。しかし、翌年の平成 24 年度は法改正ではなく加配で小 2 を 35 人学級とし、それ以降、国の 35 人学級は進んでいない。

長野県では、平成 25 年度に 35 人学級を中学校 3 年生まで拡大し、小中学校全学年で 35 人学級となった。しかし、義務教育標準法の裏づけがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、多様化する学校現場に対応し、教員が一人一人の子どもと向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。このために、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では、少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切である。

豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

1 つ、国の責任において計画的に 30 人学級を推し進めるために義務教育標準法改正を含む教員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

2 つ、国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上であります。

よろしくご審議ほどお願いいたします。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 発議第 3 号 消費税の複数税率導入中止を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○7 番 (桂川 雅信) 朗読により提案にかえさせていただきます。

消費税の複数税率導入中止を求める意見書

ことし 10 月から予定されている消費税率 10%への増税では、複数税率制度やポイント還元制度などが目玉の対策として取り上げられています。政府は痛税感を抑えるためといいますが、軽減とは名ばかりの 8%据え置き税率で、決して負担が軽くなるわけではありません。その内容は、複数税率の対象品目の線引きやキャッシュレス決済時のポイント還元のための QR コードの統一規格、プレミアムつき商品券の発行は 9 月 30 日までに生まれた 2 歳以下の子どもがいる世帯にするなどです。

また、ポイント還元制度も全く浸透はしておらず、世論調査ではポイント還元制度について 75%の人が「わかりにくい」と回答しています。買う側にも売る側にもわかりにくく、煩雑なことがいよいよ浮き彫りになっており、中小零細事業者の事務負担は深刻です。

政府は複数税率対応のレジスターやキャッシュレス対応機器などに補助金を出して普及を進めていますが、それでも中小零細業者にとっては重い負担と制度への不安により導入が進んでいません。

買う側（消費者）、売る側（企業等）への理解と配慮、環境整備が十分に進まない状況において、多くの混乱と深刻な打撃を与える消費税の複数税率導入を中止することを強く求めます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 賛成多数です。したがって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 発議第 4 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○1 番 (片桐 邦俊) 案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備と産業の振興など、一定の成果を上げたところである。しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土、自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的・公営的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要である。過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実、強化させることが必要である。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第14 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から議会会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありま

す。

お諮りします。

本件について、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。

ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村 長 ごあいさつの前に、昨日、美里地区で発生をいたしました建物火災について報告をいたします。美里にあります工場の外の物置1棟を全焼いたしました。けが人、施設への延焼なく速やかに消化することができました。水利が遠かったわけでありすけれども、訓練がよく行き届いておりまして中継も速やかにできたこと、つまり消防団の早期の消化ができましたことが初期の消火につながったものと、このように思っております。このことをまずご報告いたします。

6月の定例議会の閉会に当たりまして一言ごあいさつをいたします。

今定例会では、提案を申しあげました承認案件及び議案10件につきまして全て原案どおり可決、承認をいただきました。改めてお礼を申し上げます。

とりわけ、本日、最終日に提案いたしました学校給食センター改修工事費の増額補正につきましては、学校給食の停止日数を最小限の日数とし、かつ年内の工事完了を果たすことを前提に工事費の増額同意をいただいたものとして、速やかな執行に努めていきたい、このように思っております。

なお、以後でありますけれども、中川村財務規則の定めるところに従いまして、適正な予算執行も、これまた心がけてまいりたいというふうに思っております。

13日、安倍首相は、イランの最高指導者のハメネイ氏と会談をいたしまして、イラン側からは、核の製造、保有を否定し、核兵器を保有し、または使う意図は全くないという発言があったというふうに新聞の報道にありました。ただ、安倍首相の善意に疑うところはないけれども、トランプ米国大統領とは意見交換もしないということのようであります。経済封鎖に対抗しまして米国との交渉開始を見据えた駆け引きか、または国内の保守強硬派を意識した発言であるとの見方もあるようですけれども、日本で見えた場合、隣国北朝鮮が核弾頭搭載のミサイル開発に生き残りをかけるようなことをしておるわけでありまして、このようなことにならないように、イランについても信頼のある日本国のしっかりとした外交に期待をしたいというふうに思います。

安倍首相が会談をしている13日、同日でありますけれども、ホルムズ海峡を航行中のタンカー2隻が2度にわたる攻撃を受けるという衝撃的な事件が発生をいたしました。1隻は日本の海運会社運航のタンカーであるようであります。攻撃を行った者が特定できていないようでありますけれども、原油の9割を中東に頼る日本としては非常に心配される事態であるというふうに思います。

深刻化するプラスチック類の海洋汚染の抑止のために、これをどういうふうに考えるかとの一般質問をいただきました。プラスチック類につきましては石油化学製品であり、原油からつくられるものであります。中東から運ばれた原油が日本で生成され、プラスチック類がつくれ、大量に消費され、これが集め回収され、再利用製品となっていております。一部ポイ捨てされ、小河川から天竜川に入り、やがて海に流れ出し、海流に乗って太平洋の特定の場所に集結し、紫外線と波の力で細分化し、あるものは魚に捕食され、その魚は大型の魚や海洋哺乳類に捕食される。捕食されないものは深海に大量に沈んでいることも最近わかってまいりました。日々大量に製造される石油製品に囲まれ、抵抗なく使用する生活スタイルを改めていかないと、この循環が引き起こす海洋汚染から生態系に対する悪影響をなくすことはできないとの思いを、タンカーが攻撃されたことから発展しまして強くしたところでございます。

ここ数日、雨が降っては晴れる、また曇っては雨降りを繰り返す梅雨らしい季節に入ったことを感じます。農作物の生育は水と太陽の光、温度が必要であり、今後の順調な生育に期待したいという思いであります。

一方、集中的な雨、豪雨による土砂災害に引き続き警戒しながら本格的な夏を迎えていきたい、こういうふうにも思います。

議員各位もご健勝で、ぎらつく太陽の光と暑く汗をかきながら過ごす夏をお迎えいただきますよう祈念を申し上げまして、6月定例会議会閉会のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

○議長 これで本日の会議を閉じます。

以上で令和元年6月中川村議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時37分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____